

新型コロナワクチン予防接種

高齢者施設等（居宅サービス事業所等含む）従事者 優先接種に関するお知らせ

【対象者】（太子町民のみ）

別紙「★対象となる具体的なサービス例等」に該当する下記(1)(2)(3)の事業所等で従事する者。
ただし下記(1)(2)のうち、町内事業所の従事者は事業所からの一括申請とし、別途事業所に案内します。

- (1) 居宅サービス事業所等〔介護〕
- (2) 訪問系サービス事業所等〔障害福祉〕
- (3) 高齢者施設及び障害支援施設 ※特例対象で既に入所者と同時期に接種済みの人以外

【申請前の確認事項等】

上記(1)(2)の事業所従事者は①～④、(3)の従事者は①④が必要です。

- ①別紙「★対象となる具体的なサービスの例等」で従事事業所等が対象であることを確認
- ②従事している事業所等が、「（様式 2）登録様式」で所在地の市町村へ事業者登録を行う
事業者登録→コロナで自宅療養中の高齢患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う事業所として所在地の市町村へ登録するもの
- ③申請者が、②で登録した業務内容に従事することを同意し、「（様式 3）説明文書」へ署名後、事業所等へ提出（提出された説明文書は事業所等が保管）
- ④事業所等が、「（様式 4）証明書」を申請者へ発行する

【申請方法】

- ① 「（様式 1）申請書」を町予防接種センター（さわやか健康課内）へ提出する
 - ◎申請期間（ワクチン接種券優先送付）
令和3年5月31日（月）から6月10日（木）まで
※提出期限以降も対象年齢の受付が開始するまでは申請可
 - ◎提出方法
(1) 郵送（※送付先は下記参考）又は (2) FAX（079-276-6631）
- ② ワクチン接種券が優先送付される（6月中旬）
- ③ ワクチンの接種予約をする（1回目）
 - ・接種券に同封の「予約方法と注意点」を参考に予約する
 - ・2回目は接種医療機関で予約できます

【問い合わせ・申請先】

〒671-1553

太子町老原 102-1

太子町予防接種センター（さわやか健康課内）

TEL 079-276-2100 FAX 079-276-6631

別紙

【★対象となる具体的なサービス例等】

(1)居宅サービス等(介護)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1.訪問介護 | 10.認知症対応型通所介護 |
| 2.訪問入浴介護 | 11.通所リハビリテーション |
| 3.訪問リハビリテーション | 12.短期入所生活介護 |
| 4.定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 | 13.短期入所療養介護 |
| 5.夜間対応型訪問介護 | 14.小規模多機能型居宅介護 |
| 6.居宅療養管理指導 | 15.看護小規模多機能型居宅介護 |
| 7.通所介護 | 16.福祉用具貸与 |
| 8.地域密着型通所介護 | 17.居宅介護支援 |
| 9.療養通所介護 | |

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。

(2)訪問系サービス等(障害福祉)

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| 21.居宅介護 | 28.生活介護 |
| 22.重度訪問介護 | 29.自立訓練(機能訓練・生活訓練) |
| 23.行動援護 | 30.就労移行支援 |
| 24.同行援護 | 31.就労継続支援(A型、B型) |
| 25.重度障害者等包括支援
(訪問系サービス等を提供するもの) | 32.就労定着支援 |
| 26.自立生活援助 | 33.計画相談支援 |
| 27.短期入所 | 34.地域移行支援 |
| | 35.地域定着支援 |

(注) 地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。

(3)高齢者施設※特例対象で既に入所者と同時期に接種済みの人以外

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 41.介護老人福祉施設 | 47.認知症対応型共同生活介護 |
| 42.地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 48.養護老人ホーム |
| 43.介護老人保健施設 | 49.軽費老人ホーム |
| 44.介護医療院 | 40.有料老人ホーム |
| 45.特定施設入居者生活介護 | 41.サービス付き高齢者向け住宅 |
| 46.地域密着型特定施設入居者生活介護 | 42.生活支援ハウス |

(注) 対象の高齢者施設には、上記の施設であって高齢者等が入所・居住する者が含まれます。

(3)障害者支援施設※特例対象で既に入所者と同時期に接種済みの人以外

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 51.障害者支援施設 | 53.重度障害者等包括支援事業所(共同生活援助提供の場合に限る) |
| 52.共同生活援助事業所 | 54.福祉ホーム |